

厚木市客引き行為等防止条例の一部改正の骨子に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年9月1日（月曜日）から令和7年10月1日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 16 人
- (2) 意見の件数 18 件
- (3) 案に反映した意見の数 0 件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 取締りや規制の強化について			
1	治安悪化は間違いなく起こっており、夜、子どもを連れて歩く事ができません。特に一番街、駅前、ミロード2裏は最悪です。近くにははとぼっぽ公園や塾があるにも関わらず、あまりに危険です。必要悪かもしれませんが、提示されている条例案では、何も変わらないと思います。今は立ち塞がるよりも、ちょっと離れた距離から静かに声をかけます。これが何人も続くとなると、歩いていて嫌になりますし、その通りを避ける人が多くなり、より治安が悪化する。客引き条例ではなく、治安維持条例レベルで罰則も5万円程度なら痛くもないです。このままだと海老名市に置いていかれ、より厚木市が衰退するくらいの危機感が必要かと考えます。	本条例は、行為者や事業者を罰すること自体が目的ではなく、違反行為に対する抑止力を高めるとともに、事業者としての監督責任を認識させることにより、市民の皆様が公共の場所を安心して安全に利用できる生活環境の確保を図ることを目的としています。本市では、違反行為を繰り返す行為者や事業者に対する罰則として、過料の規定を設けています。 過料の金額については、地方自治法（第14条第3項）に「普通地方公共団体は、その条例中に、条例に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と規定されており、本条例の遵守を促すため、上限である5万円以下と規定し、実際の運用では5万円の過料を科しています。	

		今回の条例改正では規制対象業種の拡大や客引き行為等を用いた営業の禁止など規制を強化するとともに、引き続き、厚木警察署と合同パトロールを行うなど連携を強化し、市民の皆様が安心して安全に利用できる生活環境の確保に努めます。	
2	駅からかかりつけクリニックがある通りは、夜になると黒服がたくさん立っていて怖いと子供たちも話しています 厚木は、環境が悪すぎて安心して住める所では、無いのでは、と言われたことがあります。取り締まって欲しいです	本市では、客引き行為等防止対策として、日曜・祝日を除く午後5時から午後11時まで、客引き行為等指導員による本厚木駅周辺のパトロールや駐留警戒を行っています。 客引き行為等指導員は、専用の防犯ベストを着用してのパトロールによる「見せる警戒」のほか、私服姿でのパトロールによる「指導に重点を置いた活動」を併せて実施することで、客引き行為等の効果的な指導に取り組んでいます。	
3	見廻りを実施していますが客引きは相変わらずあります…安心してストレスのない帰路を望みます		
4	未成年や女性、高齢者が安心して歩ける様に見回りや警察の取り締まりを厳しくして欲しい。	また、パトロール中に条例に違反する禁止行為を認知した場合には、違反した者や事業者に対して指導・勧告を行い、それでも従わない場合には過料を徴するなど取締りを強化しているところです。	
5	本厚木駅周辺に、客引きとみられる若者が多すぎです。駅前及び、一番街入口等客引きらしき若者がたむろして、煙草は吸うは無法地帯です。地元以外から来た人にとっても異様な光景のようです。何とか、取り締まれる方法はないのでしょうか？厚木が、治安の悪い街と思われます。	しかしながら、客引き行為等は平成25年のピーク時と比較すると大幅に減少したものの、根本的な解決に至っていないのが実情です。 そこで、今回の条例改正によって規制対象業種の拡大や	

6	そんな条例があったとは知らなかったです！というくらい、客引きは存在します。断っても断ってもしつこく付いてきます。こんなに客引きの多い街も珍しいです。オトリ捜査をして全部しょっぱいたら良いと思います。TV で警察 24 時とかで、歌舞伎町などでやっていますよね。あの方法で、罰金取りまくったら無くなるのではないのでしょうか！	客引き行為等を用いた営業の禁止など規制を強化するとともに、引き続き、厚木警察署と合同パトロールを行うなど連携を強化し、市民の皆様が安心して安全に利用できる生活環境の確保に努めます。 (No. 2 ～No. 9 回答)	
7	引き続き客引きの取締り強化をしてほしい！駅前に夜になると悪質な客引きがいるのでパトロール強化を継続してほしい！厚木市警察と一緒に！		
8	一番街に住む者です。通勤や買い物で日常的に通行しますが、人数が多く邪魔で真っ直ぐに歩けません。2 人以上でいると会話中にも関わらず割って入って声をかけてきます。たばこを吸っている人もいて受動喫煙も火災も心配です。治安が悪い印象で持ち家の資産価値も下がりそうですし、友人に嫌な思いをさせたくないからお招きすることもできません。客引きがいなくなることを切に願います。		
9	客引きは、厚木市の環境を汚染しています。客引きが出来ない環境造りと法整備を希望します。		

10	駅前などの客引きは風俗だけでなく、居酒屋やカラオケなどでも横行しており、通行の妨害だけでなく断る際に怖さも感じる。また、カラオケは学生へも声かけしているので大人として心配になる。街自体の印象や治安の悪化にも繋がるので、全面禁止、取り締まりをして欲しい。	現行条例では、キャバクラ、性風俗店等の指定営業に係る客引き行為等を規制しています。 今回の条例改正により、指定営業に含まれていない居酒屋やカラオケ店等の業種を対象に加えるなど、規制を強化します。	
11	「声かけ」行為を行った時点で罰則の対象とし、「過料」だけではなく厚木警察と協力し条例違反として「現行犯逮捕」の実施	本条例は、行為者や事業者を罰すること自体が目的ではなく、違反行為に対する抑止力を高めるとともに、事業者としての監督責任を認識させることにより、市民の皆様が公共の場所を安心して安全に利用できる生活環境の確保を図ることを目的としています。 引き続き、厚木警察署と合同パトロールを行うなど連携を強化してまいります。	
12	「指導員」の権限強化と「覆面警官」の投入	今回の条例改正により、客引き行為等に関し、当該事業者の店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査する権限を指定する職員に与えます。 また、質問に答えない場合や立入調査を拒む場合などには過料を適用します。 引き続き、厚木警察署と合同パトロールを行うなど連携を強化してまいります。	

13	同じ人の再犯は厳罰規定を設けて欲しい。	違反行為を繰り返す行為者や事業者には、過料や公表といった措置を講じてまいります。	
14	検挙が一定回数達した事業者の営業停止処分		
15	ほとんど無視するからあまり問題とは思っていませんが、嫌だと感じる人もいます。客引きで生活している人にはマイナスかも知れませんが改正には反対しません。あれはあれで街の活気に繋がる、と言う意見もあるのではとも思われます。区域を限定、時間を限定してやることも考える必要かも知れませんが。	本条例は、市民の皆様から寄せられた要望・意見を基に、規制する業種、地区、行為を限定して規制を行っており、営業活動への影響は最小限にとどめているものと認識しています。 また、本厚木駅周辺を客引き行為等防止特定地区として指定し、重点的に対策を行っています。	

2 街の活性化、防犯対策について

16

今回の条例改正案では指定営業の拡大、客引き行為の禁止、立ち入り調査権限の付与、罰則の強化など規制強化の方向となっているものと思います。客引きが行われる原因を考えると、コロナ禍を経てライフスタイルの変化によりこうした事業を営む方々の経営が厳しいことが想像されます。適切な経営を促し、安心して利用できる環境をつくるための支援を行うことも必要な視点ではないかと考えます。厚木は接待等含めた『夜の文化』がありますが、今後、どのようなまちを構想していくか考える中で、健全に安心して楽しめるまちとしていくことは他のまちから比較した優位性にもなり得るのではないかと考えられます。条例に何らかの文言を盛り込めないか、ご検討のほどお願い致します。

本条例では、客引き行為等の禁止、それらに対する指導、罰則の適用などについて規定しています。

法令を遵守して事業を営んでいる方々の営業の自由や街の活性化に十分に配慮しながら、市民の皆様が安心して安全に利用できる生活環境の確保に努めてまいります。

17	厚木一番街などにも客引きの方がいらっしゃいますが、区分等は見えてわからないのと、その方達がいなくなると人通りしかなくかえって怖い道になると思う。声をかけられても鬱陶しいだけで、断ればいいだけの話で、人目のないところでの犯罪の方が悪質で怖いと思うので、現状のままでいいと思います。余りに、悪質なお店はお店側に注意スタッフ教育を行う指示をだしていったらよいと思います。客引きはなくならず、陰湿になるだけだとおもうので	本条例は、市民の皆様から寄せられた要望・意見を基に、平成 26 年 4 月 1 日から施行しています。 本改正についても、そうした要望・意見を基に、業種、地区、行為を限定して規制を強化することとしました。	
3 その他			
18	昔と比べて客引きもなくなってきて！夜街歩いていてもそんな声かけられなくなりました！	本市では、平成 26 年 4 月 1 日から厚木市客引き行為等防止本条例を施行し、客引き行為等指導員によるパトロールや駐留警戒を行うとともに、地元自治会、商店街の方々及び厚木警察署の協力を得て、環境浄化パトロール等の取組を行ってまいりました。 その結果、客引き行為等は、平成 25 年のピーク時と比較すると大幅に減少しました。	

4 その他意見（対象外：4件）

厚木市市民参加条例第10条に規定するパブリックコメント手続として御意見をいただきましたが、次のいずれかに該当するため、本パブリックコメント手続の対象外となった意見について公表いたします。

- 厚木市市民参加条例施行規則第4条第1項に規定する提出方法との相違
- 厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
- 自治基本条例第3条第1号に該当しないもの

No.	その他意見の概要	対象外の理由
1 ・ 2	罰金が低すぎる（2件）	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
3	パトロールは税金で運営させていると思いますが、何ら役立っていない、もう少し警察と連携し対応を	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
4	一番街、駅前で前掛けをした若い人が、客引きをしています。一番街、駅前は厚木市の顔と思われる場所です。市内の人、市街から来た人に対してマイナスイメージをもたらす為、速やかに条例を制定して下さい。過料、営業停止など厳しい罰則を定める事に加え、実際に罰則を科し排除をお願い致します。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第1項に規定する提出方法との相違

5 お問合せ先

- (1) 担当課名 暮らし交通安全課
- (2) 連絡先 046-225-2148

6 結果公開日

令和7年11月14日 公開